

消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書（記入例１）

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

ガス事業法施行規則第 197 条若しくは（及び）第 200 条又は（並びに）ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条）の規定による承認であつて特例措置を受けたいので申請します。

措置を受ける期間	2020 年 4 月 13 日から 2021 年 4 月 12 日まで
承認を受けようとする需要家数（又は範囲）	〇〇〇,〇〇〇
特例措置の内容及び受けなければならない特別の理由	・ 2020 年 4 月 8 日の緊急事態宣言の発令を受け、需要家から新型コロナウイルス感染を懸念し、定期保安点検を拒否するお申し出が増えている。また、事業継続計画（BCP）における原料製造、緊急保安等の重要業務に注力するため、定期保安点検業務を含むその他業務を従来通り実施することが困難になっている。 ・ 当社として、定期保安点検業務を継続することは困難と判断し、2020 年 4 月 13 日から 2020 年 5 月 6 日までの間、定期保安点検業務を中断したく、当該期間中に定期保安点検を予定していた需要家について、措置の適用申請を行う。 ・ 業務中断期間（24 日）分の業務を、業務再開後に平常業務に加え実施する必要があるが、一時的な負荷増のため、新規に要員を採用することができない。また、定期保安点検業務は専門技能が必要な有資格作業であり、通常の業務量に応じて要員を配置しているため、作業人員が限られている。通常の計画巡回分に加えて、夜間残業もしくは休日出勤による対応が必要だが、お客様敷地内に入る業務であるため、夜間はお客様都合もあり訪問が受け入れられない場合が多く、休日勤務を中心に業務を実施する。 ・ 業務を行う協力企業との契約条件等を踏まえると、休日勤務は 2 日/月が限度であり、中断した 24 日分の業務を実施するには、12 か月必要なため、措置を受ける期間を 1 年間として申請を行う。 ・ なお、感染予防への国民感情の高まりや、需要家およびガス事業関係者の安全確保とウイルス感染拡大防止の観点から、前回調査で法定調査対象機器がない場合、法定調査対象機器の有無を問診により確認し、調査対象がない場合はお客様と面対せずに調査を完了する。

- 備考 1 措置を受ける期間の変更が必要になった場合は、改めて申請を行い、承認を受けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査申請書（記入例 2）

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

ガス事業法施行規則第 197 条若しくは（及び）第 200 条又は（並びに）ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条）の規定による承認であつて特例措置を受けたいので申請します。

措置を受ける期間	2020 年 4 月 13 日から 2020 年 8 月 6 日まで
承認を受けようとする需要家数（又は範囲）	〇,〇〇〇,〇〇〇
特例措置の内容及び受けなければならない特別の理由	・ 2020 年 4 月 8 日の緊急事態宣言の発令を受け、需要家から新型コロナウイルス感染を懸念し、定期保安点検を拒否するお申し出が増えている。また、事業継続計画（BCP）における原料製造、緊急保安等の重要業務に注力するため、定期保安点検業務を含むその他業務を従来通り実施することが困難になっている。 ・ 当社として、定期保安点検業務を継続することは困難と判断し、2020 年 4 月 13 日から 2020 年 5 月 6 日までの間、定期保安点検業務を中断したく、全需要家について、措置の適用申請を行う。 ・ 業務中断期間（24 日）分の業務を、業務再開後に平常業務に加えて要員の確保上、困難なため、全ての需要家の点検時期を延長する。 ・ 全ての需要家の点検時期延長のためのシステム改修対応に、約 3 か月必要なため、措置を受ける期間を 24 日に 3 か月を加えた期間として申請を行う。

- 備考 1 措置を受ける期間の変更が必要になった場合は、改めて申請を行い、承認を受けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。